



和歌山市公報

令和4年（2022年）5月2日
第1726号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
174	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(道路管理課) 2
175	公示送達（令和3年度第9期介護保険料督促状）・・・・・・・・	(介護保険課) 3
176	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 3
177	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 3
178	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 4
179	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 4
180	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 4
181	公示送達（令和3年度第8期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課) 4
182	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 5
183	公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	(保険総務課) 5
184	生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・	(生活支援第1課) 5
185	生活保護法の規定による医療機関の指定・・・・・・・・	(生活支援第1課) 5
186	生活保護法の規定により指定した医療機関からの廃止の届出	(生活支援第1課) 6
187	生活保護法の規定による施術機関の指定・・・・・・・・	(生活支援第1課) 6
188	公示送達（配当計算書（謄本））・・・・・・・・	(債権回収対策課) 6
189	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 7
190	公示送達（令和3年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和4年度（令和3年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 7
191	準用河川の指定（平成10年告示第100号）の一部改正・・・・・・・・	(河川港湾課) 7
192	公示送達（市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・	(納税課) 7
193	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 8
194	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 8
195	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(自治振興課) 8
196	公示送達（令和3年度国民健康保険料決定通知書及び国民健康保険料更正通知書並びに令和2年度国民健康保険料更正通知書）	(国保年金課) 8
197	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 9
198	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 9
199	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課) 9

【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 10
○ 変更後の和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・	(農林水産課) 10
○ 道路位置の指定・・・・・・・・	(建築指導課) 11
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 11

- 和歌山市今福霊園の使用者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課） 12

【 人事委員会規則 】

- 3 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事委員会事務局） 13

【 人事委員会公告 】

- 令和4年度和歌山市職員（コロナ関連・一般枠）採用試験の実施・・・・・・・・（人事委員会事務局） 14
- 令和4年度和歌山市職員（コロナ関連・観光業経験者枠）採用試験の実施・・・（人事委員会事務局） 18
- 令和4年度第1回和歌山市職員採用試験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 24
- 令和4年度和歌山市職員（医師）採用選考の実施・・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 35

【 告 示 】

和歌山市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年4月18日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月18日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
13-18	四箇郷18号線	和歌山市有本251番8地先	旧	41.0	3.30
		和歌山市有本251番2地先	新	41.0	5.00
25-17	神前新中島線	和歌山市神前251番1地先	旧	24.7	3.00 ～ 3.60
		和歌山市神前251番2地先	新	24.7	4.40 ～ 6.20
32-35	来田野村線	和歌山市直川871番1地先	旧	37.8	3.50 ～ 3.70
		和歌山市直川871番10地先	新	37.8	4.20 ～ 4.70
34-2	一里山大垣内線	和歌山市新庄81番3地先	旧	37.5	2.70 ～ 3.30
		和歌山市新庄81番2地先	新	37.5	6.00
34-39	小倉39号線	和歌山市満屋60番5地先	旧	28.2	3.10 ～ 3.30
		和歌山市満屋60番3地先		28.2	6.00

			新		～ 6.20
34-70	小倉70号線	和歌山市新庄429番7地先 ～ 和歌山市新庄429番7地先	旧	29.3	2.20 ～ 4.20
			新	29.3	4.10 ～ 5.40
34-72	小倉72号線	和歌山市新庄81番3地先 ～ 和歌山市新庄83番地先	旧	62.6	4.40 ～ 4.60
			新	62.6	5.00 ～ 6.00
34-107	小倉107号線	和歌山市新庄75番10地先 ～ 和歌山市新庄75番19地先	旧	32.6	4.10
			新	32.6	6.00

(令和4年4月18日揭示済)

和歌山市告示第175号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第9期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年5月2日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年4月21日揭示済)

和歌山市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名草地区琴の浦自治会	代表者の氏名及び住所	西田 健 和歌山市毛見1439-29	野上朋紀 和歌山市毛見1437	令和4年4月2日

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下三毛畑自治会	代表者の氏名及び住所	土居憲司 和歌山市下三毛657番地	井本博隆 和歌山市下三毛5番地	令和4年4月2日

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下三毛自治会	代表者の氏名及び住所	中家利幸 和歌山市下三毛358-7	田村敬三 和歌山市下三毛78	令和4年4月1日

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市西和佐北東自治会	代表者の氏名及び住所	岩橋秀郎 和歌山市岩橋131-2	數見明久 和歌山市岩橋110-3	令和4年4月2日
	主たる事務所の所在地	和歌山市岩橋131-2	和歌山市岩橋110-3	

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下和佐自治会	代表者の氏名及び住所	田端尋敏 和歌山市下和佐146	鳥居美成 和歌山市下和佐20	令和4年3月26日

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第181号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考

令和3年度	第8期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和4年5月2日に変更する。
-------	-----	---------	--------------------------

(別紙省略)

(令和4年4月22日揭示済)

和歌山市告示第182号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和4年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年4月25日揭示済)

和歌山市告示第183号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年5月12日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年4月25日揭示済)

和歌山市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	指定年月日
和薬新262-3	とんぼ薬局	和歌山市友田町4丁目86番地	令和4年3月1日
和医新486-3	医療法人しらい眼科	和歌山市中573番地 イオンモール和歌山地下1階	令和4年3月1日
和医新485-3	KAY CLINIC	和歌山市小雑賀3丁目3番14号	令和4年4月1日
和薬新263-3	コスモファーマ薬局大新店	和歌山市新大工町5番地	令和4年4月1日

(令和4年4月25日揭示済)

和歌山市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
和訪新8 8-3	ONNコーポレーション株式会社	和歌山市木広町2丁目58	訪問看護ステーションのぞみ	和歌山市駕町56	令和4年 4月1日

（令和4年4月25日掲示済）

和歌山市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
和医新156-26	栗山内科	和歌山市北中島1-5-1 クリニックビルりゅうじん2F	令和4年3月1日
和医新325-26	医療法人 乾医院	和歌山市上町60番地	令和4年2月20日
和医新332-26	しらい眼科	和歌山市中573番地 イオンモール和歌山地下1階	令和4年2月28日
和歯新45-26	山本歯科	和歌山市杭ノ瀬17-1	令和4年4月1日
和医新229-26	谷本内科医院	和歌山市加納字園池329-5	令和4年4月1日
和歯新28-26	前田歯科医院	和歌山市新通3丁目27	令和4年3月10日

（令和4年4月25日掲示済）

和歌山市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月25日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	施術所名称	氏名	住所又は施術所所在地	指定年月日
和柔437-3	いのうち整骨院（柔整）	井内 陽	和歌山市西高松1丁目6-6 宇藤ビル1F	令和4年2 月18日

（令和4年4月25日掲示済）

和歌山市告示第188号

配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書（謄本）は債権回収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交

付する。

令和 4 年 4 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

(登載省略)

(令和 4 年 4 月 2 6 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
神波自治会	代表者の氏名及び住所	藤谷博宣 和歌山市神波 2 7 3 - 2	中村幸雄 和歌山市神波 1 3 5	令和 4 年 4 月 1 日

(令和 4 年 4 月 2 6 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 1 9 0 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 4 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 3 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 3 年度第 1 0 期の納期は、令和 4 年 5 月 9 日に変更する。
令和 4 年度（令和 3 年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

(別紙省略)

(令和 4 年 4 月 2 7 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 1 9 1 号

準用河川の指定（平成 1 0 年告示第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

表中「

和歌山市吉礼 6 6 2 番 1 地先	1, 2 1 5 m
---------------------	------------

」を

「

和歌山市吉礼 5 2 5 番 2 地先	8 4 0 m
---------------------	---------

」に改める。

(令和 4 年 4 月 2 7 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 1 9 2 号

市県民税普通徴収督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年4月28日掲示済)

和歌山市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
加太サニータ ウン自治会	代表者の氏 名及び住所	渡邊大幸 和歌山市加太2201-32	浴口英雄 和歌山市加太2201-31	令和4年4 月17日

(令和4年4月28日掲示済)

和歌山市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
小倉木工団地 西自治会	代表者の氏 名及び住所	三宅利征 和歌山市小倉291-18	大野和芳 和歌山市小倉288-15	令和4年4 月1日

(令和4年4月28日掲示済)

和歌山市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
紀の川台 自治会	代表者の氏 名及び住所	坂田光生 和歌山市六十谷1342-2 78	竹内一男 和歌山市六十谷1342-3 0	令和4年4 月10日

(令和4年4月28日掲示済)

和歌山市告示第196号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料決定通知書	納期は、令和4年5月24日に変更する。
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年5月24日に変更する。

令和2年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年5月24日に変更する。
-------	--------------	---------------------

(別紙省略)

(令和4年5月2日揭示済)

和歌山市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局和歌山楠見中店	和歌山市楠見中28番地3	調剤	令和4年5月1日
コスモファーマ薬局大新店	和歌山市新大工町5番地	調剤	令和4年5月1日
訪問看護ステーションスマート	和歌山市秋月331	訪問看護	令和4年5月1日
アンジュールメディカルケア	和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	訪問看護	令和4年5月1日

(令和4年5月2日揭示済)

和歌山市告示第198号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
中村有貴	外科	ぼうこう・直腸機能障害、小腸障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和4年5月1日
井口幹崇	消化器内科	ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和4年5月1日
酒谷英樹	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和4年5月1日
田村志宣	救急・集中治療医学	呼吸機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	令和4年5月1日

(令和4年5月2日揭示済)

和歌山市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年5月2日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
8-95	砂山95号線	和歌山市砂山南1丁目9番19地先	旧	9.0	2.80
		和歌山市砂山南1丁目9番19地先	新	9.0	3.40

8-96	砂山96号線	和歌山市砂山南1丁目9番24地先 ～ 和歌山市砂山南1丁目9番21地先	旧	36.7	2.90 ～ 3.20
			新	36.7	5.50
28-89	安原89号線	和歌山市朝日963番6地先 ～ 和歌山市朝日966番3地先	旧	17.1	3.20 ～ 3.70
			新	17.1	4.10 ～ 4.50

(令和4年5月2日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年4月18日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市寺内字堂脇453番、454番3、454番4	和歌山市湊4丁目10番26号 oh beauty 201号 江頭尚寛 和歌山市湊4丁目10番26号 oh beauty 201号 江頭由希子

(令和4年4月18日揭示済)

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和4年4月22日から同年5月23日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和4年4月22日

和歌山市長 尾花正啓

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和4年5月23日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

- ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。
- イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。
- ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。
- エ 提出のあつた意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号 6 4 0 - 8 5 1 1

和歌山市七番丁 2 3 番地
和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

- ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。
- イ 提出期限 令和 4 年 6 月 7 日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った日
- オ 異議申出の趣旨及び理由
- カ 教示の有無及びその内容
- キ 異議申出の年月日

(令和 4 年 4 月 2 2 日 掲 示 済)

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和 4 年 4 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 4 年 4 月 2 0 日 和建指第 2 6 9 6 号	和歌山市大谷藤 原田 8 6 番 1	和歌山市本町 4 丁目 4 3 番地 1 株式会社 M T e s t a t e 代表取締役 田端 裕	6. 0 0 m × 7 1. 0 4 m 7 1. 0 4 m

(令和 4 年 4 月 2 2 日 掲 示 済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字南垣内1300番、1301番、水路	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介
和歌山市永徳字越前497番1、497番5、497番10	和歌山市六十谷180番地27 和歌山セントポリア608号 櫻井杏奈
和歌山市山東中文字口垣内244番1	和歌山市吉礼83番地3 橋本清誠

(令和4年4月25日揭示済)

和歌山市営墓地条例施行規則（平成4年規則第16号）第2条の規定に基づき、和歌山市今福霊園使用者の募集について、次のとおり公告する。

令和4年4月28日

和歌山市長 尾花正啓

1 募集用地等

- (1) 名称 和歌山市今福霊園
- (2) 所在地 和歌山市今福2丁目2番4号
- (3) 公募区画数 70区画
- (4) 区画の大きさ 1区画当たり91cm×91cm、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所
- (5) 使用料 1区画につき450,000円

2 申込みをすることができる者の資格

次の(1)から(3)までの全てを満たす者は、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所に限り、申込みをすることができる。

- (1) 申込み時に和歌山市に住民登録をし、居住している者
- (2) 慣習に従って祭祀を主宰する者
- (3) 死亡した人の遺骨があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる者

3 申込みをすることができない者

次のいずれかに該当する者は、申込みをすることができない。

- (1) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者と同一世帯に属する家族の者
- (2) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとするもの
- (3) 分骨のみの埋蔵を行う者
- (4) 将来のため墓地を確保したい者

4 申込書の配付

令和4年5月9日（月）から和歌山市役所東庁舎1階保険総務課及び和歌山市今福霊園管理事務所まで配付し、郵送による配付は原則として行わない。

5 申込受付期間等

- (1) 受付期間 令和4年5月23日（月）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 和歌山市役所東庁舎1階保険総務課。なお、郵送による申込みは、原則として受付を行わない。

6 申込み時に必要な書類

(1) 申込みに当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 墓地使用申込書（指定様式） 1部
- イ 申請者本人の居住地が確認できる公的書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）の写し 1部
- ウ 被埋蔵予定者又は被改葬予定者を確認できる書類（火葬許可証、戸籍等）の写し 1部

（複数の者の遺骨がある場合は、被埋蔵予定者又は被改葬予定者のうち1人分でよい。）

（2）使用が確定した者には、墓地使用許可申請書等の書類を改めて提出させる。なお、詳細は、対象となる者に別途通知する。

7 使用区画等の決定

（1）希望区画において申込みが重複したときは、公開抽選により使用予定者を決定する。重複していない場合は、そのまま使用予定者とする。

（2）公開抽選により決定した使用予定者が辞退した場合は、その区画を希望していた者の中から繰り上げて使用予定者を決定する。なお、繰り上げる順番は、公開抽選時に決定しておく。

（3）墓地使用申込書を提出した後に別の区画に変更したい場合は、受付期間中であれば、1回に限り変更することができる。

（4）受付期間中は、保険総務課窓口で各区画の最新の申込状況を掲示するので、参考にすること。申込状況は、電話でも答える。また、和歌山市ホームページでも公開する。なお、和歌山市ホームページでの申込状況は、午後5時15分現在のものを翌日午前9時頃に更新する予定である（土曜日及び日曜日を除く。）。

（5）公開抽選の日時等は次のとおりとする。

ア 日時 令和4年6月9日（木）午後1時30分から

イ 会場 和歌山市役所 東庁舎3階 第2会議室

（6）申込受付終了後、抽選の有無等を申込者全員に郵送で通知する。

8 随時募集

今回の募集区画内で空き区画が生じた場合は、令和4年6月29日（水）から随時募集を行う。詳細については、保険総務課まで問い合わせること。

9 その他

（1）家族や他の親族の者による重複申込みを行った場合は、無効とする。

（2）使用料とは別に、墓地の整備及び管理に要する費用の一部を、使用者から年間管理料として毎年徴収する。年間管理料は1,500円に使用区画1区画当たり200円を加えた額とする。

（3）問い合わせ先

和歌山市役所東庁舎1階保険総務課総務企画班 電話 073-435-1069

和歌山市今福霊園管理事務所 電話 073-422-0677

（令和4年4月28日揭示済）

【 人事委員会規則 】

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月28日

和歌山市人事委員会委員長 水野八朗

和歌山市人事委員会規則第3号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成11年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2のウ医療職給料表等級別職務分類表3級の項中「保健所長又は」を削り、同表4級の項中「参与」を「保健所長又は参与」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

（令和4年4月28日揭示済）

【 人事委員会公告 】

令和 4 年度和歌山市職員（コロナ関連・一般枠）採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和 4 年 4 月 2 7 日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

令和 4 年度和歌山市職員（コロナ関連・一般枠）採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和 4 年 1 0 月 1 日採用予定

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務職(コロナ関連・一般枠)	5 人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

次の受験資格に該当する者

試験区分	受験資格
事務職(コロナ関連・一般枠)	令和 4 年 1 0 月 1 日から勤務可能な者で、次の（1）から（3）までの要件を満たす者 （1）次のいずれかに該当する者 ア 日本国籍を有する者 イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）に規定する永住者（令和 4 年 9 月 3 0 日までに取得見込みの者を含む。） ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）に規定する特別永住者（令和 4 年 9 月 3 0 日までに取得見込みの者を含む。） （2）地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条に規定する次のいずれにも該当しない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 （3）昭和 4 7 年 4 月 2 日から平成 1 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者（学歴不問）

3 試験の方法等

（1）第 1 次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	配点
	事務職（コロナ関連・一般枠）	教養試験

注意事項 数字は、その試験種目の配点を表している。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、6 0 分で行われる筆記試験。出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理、時事、一般知識、基礎英語等とする。

注意事項 教養試験は、大学卒業程度の内容で行う。

（2）第 2 次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	第1次試験結果	口述試験	事務能力検査	適性検査
	事務職（コロナ関連・一般枠）		50	120	30

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。
- 4 第2次試験の実施日に、第3次試験の試験種目である論文試験を実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接
事務能力検査	照合、計算等の事務処理を速く正確に行う能力についての検査
適性検査	性格等に関する適性検査

(3) 第3次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	第2次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査
	事務職（コロナ関連・一般枠）		50	50	100

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第2次試験結果については、第2次試験の得点を第3次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第2次試験に実施したものを使用するため、改めて実施することはない。
- 4 論文試験は、第2次試験日に、全受験者に実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。また、第2次試験に不合格となった場合でも、論文試験の原稿用紙は返却しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場	実施試験種目
令和4年6月19日(日) 午後1時00分着席、出 席点呼	午後2時15分頃	和歌山市立日進中学校	教養試験

注意事項

- 1 試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。
- 2 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。

(2) 第2次試験

試験日	実施試験種目
令和4年7月15日(金)、同月16日(土)、 同月17日(日)のうち1日	論文試験、事務能力検査、適性検査
令和4年7月21日(木)から同月26日(火)	個人の形式による口述試験

までのうちの1日	
----------	--

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時等の具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
- 3 第2次試験日に実施する論文試験は第3次試験の種目とする。

(3) 第3次試験

試験日	実施試験種目
令和4年8月14日（日）から同月24日（水）までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時等の具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第2次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	7月上旬	合格者にのみ文書で通知する。
第2次試験合格発表	8月上旬	和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第3次試験（最終）合格発表	8月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

- (3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は2人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
 - ア 正式合格者が採用を辞退した場合
 - イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合

格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、次のとおり開示する。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市 人事委員会 事務局
第2次試験	第2次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第3次試験	第3次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

注意事項 第2次試験を受験しなかった第1次試験合格者及び第3次試験を受験しなかった第2次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

- (2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、はがき等による開示の請求はできない。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。
 (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
 (3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

(1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
 イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和4年4月28日（木）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号等のA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
申込期間等	令和4年4月28日（木）から同年5月23日（月）まで

	令和4年5月23日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続をすること。
受験票の発行	令和4年5月27日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が令和4年6月3日（金）を過ぎても届かないときは、至急、和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和4年7月15日（金）までに提出すること。
- (2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

11 給与等

- (1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
事務職（コロナ関連・一般枠）	約193,100円

- (2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

12 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
 - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

（令和4年4月27日揭示済）

令和4年度和歌山市職員（コロナ関連・観光業経験者枠）採用試験を次のとおり実施するので公告する。
令和4年4月27日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

令和4年度和歌山市職員（コロナ関連・観光業経験者枠）

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和4年10月1日採用予定

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務職（コロナ関連・観光業経験者枠）	3人	市長事務部局等で、観光に関する職務経験を活かした一般行政事務に従事する。

2 受験資格

次の受験資格に該当する者

試験区分	受験資格
事務職（コロナ関連・観光業経験者枠）	<p>次の（1）から（4）までの要件を満たす者</p> <p>（1）次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 日本国籍を有する者</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和4年9月30日までに取得見込みの者を含む。）</p> <p>ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和4年9月30日までに取得見込みの者を含む。）</p> <p>（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>（3）昭和47年4月2日から昭和62年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>（4）民間企業や公的機関等における、観光に関する職務経験（観光客を対象とした事業の企画・マーケティング・営業販売等）の期間が、通算して5年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>

注意事項

1 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。

- （1）職務経験には、6か月以上継続して就業していた期間が該当する。また、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間のみが該当する（パートタイム、アルバイト及び非常勤としての期間は除く）。
- （2）職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
- （3）在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。

2 最終合格発表後、職務経験の確認のため、証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	試験種目	教養試験
事務職（コロナ関連・観光業経験者枠）		100

注意事項 数字は、その試験種目の配点を表している。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、60分で行われる筆記試験。出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理、時事、一般知識、基礎英語等とする。

注意事項 教養試験は、大学卒業程度の内容で行う。

(2) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	試験種目	第1次試験結果	口述試験	適性検査
事務職（コロナ関連・観光業経験者枠）		50	150	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。
- 4 第2次試験の実施日に、第3次試験の試験種目である論文試験を実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査

(3) 第3次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分 \ 試験種目	試験種目	第2次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査
事務職（コロナ関連・観光業経験者枠）		50	50	100	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第2次試験結果については、第2次試験の得点を第3次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第2次試験日に全受験者に実施したものを使用するため、改めて実施することはない。
- 4 論文試験は、第2次試験日に、全受験者に実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。また、第2次試験に不合格となった場合でも、論文試験の原稿用紙は返却しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場	実施試験種目
----------	--------	------	--------

令和4年6月19日(日) 午後1時00分着席、出席点呼	午後2時15分頃	和歌山市立日進中学校	教養試験
--------------------------------	----------	------------	------

注意事項

- 1 試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。
- 2 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。

(2) 第2次試験

試験日	実施試験種目
令和4年7月15日(金)、同月16日(土)、同月17日(日) のうちの1日	論文試験、適性検査
令和4年7月21日(木)から同月26日(火)までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時等の具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
- 3 第2次試験日に実施する論文試験は第3次試験の種目とする。

(3) 第3次試験

試験日	実施試験種目
令和4年8月14日(日)から同月24日(水)までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時等の具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第2次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	7月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験合格発表	8月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第3次試験(最終)合格発表	8月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は2人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

(1) この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成 1 2 年条例第 1 2 7 号）の規定により、次のとおり開示する。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	第 1 次試験の不合格者（本人に限る。）	第 1 次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から 1 か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。）	和歌山市 人事委員会事務局
第 2 次試験	第 2 次試験の不合格者（本人に限る。）	第 1 次試験及び第 2 次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第 3 次試験	第 3 次試験の受験者（本人に限る。）	第 1 次試験から第 3 次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

注意事項 第 2 次試験を受験しなかった第 1 次試験合格者及び第 3 次試験を受験しなかった第 2 次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

(2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、はがき等による開示の請求はできない。

8 合格から採用まで

(1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。

(3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

(1) 申込みの制限

ア 申込みできる試験区分は 1 つに限る。また、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。

イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和 4 年 4 月 2 8 日（木）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁 1 7 番地 朝日ビルディング 2 階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
ダウンロードで	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。

入手する方法	和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号等のA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 職務経歴確認シート ③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
申込期間等	令和4年4月28日（木）から同年5月23日（月）まで 令和4年5月23日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続をすること。
受験票の発行	令和4年5月27日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が同年6月3日（金）を過ぎてても届かないときは、至急、和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

- ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。
- イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。
- ウ 試験当日に車椅子を使用する等受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 第1次試験合格者の提出書類等

- (1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。
なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和4年7月15日（金）までに提出すること。
- (2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

11 給与等

- (1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

民間企業等職務経歴（例）	初任給
5年	約220,200円
10年	約256,900円
15年	約282,400円

- (2) 採用時の職位、初任給については民間企業等における職務経歴に基づき決定する。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。
- (4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

12 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

(2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和4年4月27日揭示済)

令和4年度第1回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和4年4月27日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

令和4年度第1回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和5年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職 I 種	事務職 [1型]	13人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
	事務職 [2型]	36人	
	事務職 (情報職)	1人	市長事務部局等で、主に情報システムの導入・管理運営等の行政事務に従事する。
	化学職	1人	市長事務部局等で、主に環境衛生に関する試験研究、検査、調査、指導等の専門行政事務に従事する。
	建築職	1人	市長事務部局等で、主に市有建築物の設計、監督業務、建築指導等の専門行政事務に従事する。
	土木職	7人	市長事務部局等で、主に道路、河川、都市計画等の事業の調査、設計、監督業務等の専門行政事務に従事する。
	電気職	2人	市長事務部局等で、主に電気設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。
	機械職	1人	市長事務部局等で、主に機械設備工事の設計、監督業務、保守管理等の専門行政事務に従事する。
消防職 I 種		8人	消防署等で、消火、救急、救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事する。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者。ただし、消防職 I 種についてはアに該当する者に限る。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分	受験資格
行政職 I 種 事務職 [1型]	次の①及び②を満たす者

		<p>① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの （ア）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者等和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p>
	<p>事務職〔2型〕</p>	<p>（ア）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。以下同じ。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者等和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p>
	<p>事務職（情報職）</p>	<p>② 事務職（情報職）の区分を受験する場合は、独立行政法人情報処理推進機構が実施する（平成16年以前に財団法人日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）、次の（ア）から（ツ）までのいずれかの試験に平成13年以降合格している者 （ア）基本情報技術者試験 （イ）応用情報技術者試験 （ウ）ITストラテジスト試験 （エ）システムアーキテクト試験 （オ）プロジェクトマネージャ試験 （カ）ネットワークスペシャリスト試験 （キ）データベーススペシャリスト試験 （ク）エンベデッドシステムスペシャリスト試験 （ケ）ITサービスマネージャ試験 （コ）システム監査技術者試験 （サ）情報処理安全確保支援士試験 （シ）情報セキュリティスペシャリスト試験 （ス）システムアナリスト試験 （セ）アプリケーションエンジニア試験 （ソ）ソフトウェア開発技術者試験 （タ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム、情報セキュリティのいずれかとする。）試験 （チ）情報セキュリティアドミニストレータ試験 （ツ）上級システムアドミニストレータ試験</p>
	<p>化学職</p>	<p>次の①及び②を満たす者 ① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの （ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者等和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者 ② 次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 化学に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した</p>

	<p>者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）技術士（環境部門又は化学部門）</p> <p>（イ）技術士補（環境部門又は化学部門）</p> <p>（ウ）環境計量士（濃度関係）</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、化学（化学関係の実験・検査等）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>
建築職	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など当人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 建築に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）一級建築士</p> <p>（イ）二級建築士</p> <p>（ウ）1級建築施工管理技士</p> <p>ウ 民間企業や公的機関等における、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>
土木職	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 次のア又はイに該当する者</p> <p>ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問）</p> <p>イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例）</p> <p>（ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>（イ）外国の大学を修了した者など当人事委員会が（ア）と同等であると認める者</p> <p>② 次のアからウまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 土木に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者</p> <p>イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者</p> <p>（ア）技術士（建設部門又は上下水道部門）</p> <p>（イ）技術士補（建設部門又は上下水道部門）</p>

		<p>(ウ) 1級土木施工管理技士 ウ 民間企業や公的機関等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>
電気職		<p>次の①及び②を満たす者 ① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） （ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者等当人事委員会が（ア）と同等であると認める者 ② 次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 電気に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者 イ 次の（ア）から（ク）までのいずれかの資格を有する者 （ア）第一種電気主任技術者 （イ）第二種電気主任技術者 （ウ）第三種電気主任技術者 （エ）エネルギー管理士 （オ）1級電気工事施工管理技士 （カ）建築設備士 （キ）技術士（電気電子部門） （ク）技術士補（電気電子部門） ウ 民間企業や公的機関等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>
機械職		<p>次の①及び②を満たす者 ① 次のア又はイに該当する者 ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの（いわゆる飛び級・飛び入学による大学卒業者の特例） （ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者など当人事委員会が（ア）と同等であると認める者 ② 次のアからウまでのいずれかに該当する者 ア 機械に関する専門課程（準ずる課程を含みます。）を修了した者又は令和5年3月31日までに修了する見込みの者 イ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの資格を有する者 （ア）技術士（機械部門）</p>

		<p>(イ) 技術士補（機械部門） (ウ) 建築設備士 ウ 民間企業や公的機関等における、機械（機械設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験の期間が、通算して3年以上ある者（令和4年3月31日現在）</p>
<p>消防職Ⅰ種</p>		<p>次の①及び②を満たす者 ① 次のア又はイに該当する者 ア 平成4年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者（学歴不問） イ 平成13年4月2日以降に生まれた者で、次の（ア）又は（イ）に該当するもの （ア）大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者 （イ）外国の大学を修了した者等和歌山市人事委員会が（ア）と同等であると認める者 ② 次のアからウまでの身体等の基準を満たす者 ア 視力が、両眼とも1.0以上であること（矯正視力を含む。） イ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ウ 聴力、言語能力、運動機能等に、職務遂行上の支障がないこと。</p>

注意事項

- 1 消防職Ⅰ種については、採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要である。
- 2 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。
 - (1) 職務経験には、6か月以上継続して就業していた期間が該当する。また、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間のみが該当する（パートタイム、アルバイト及び非常勤としての期間は除く）。
 - (2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
 - (3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
 - (4) 職務経験には、次に例示するものが該当し、管理・計画業務と関わりのない現場業務等は除く。

試験区分	職務経験（例）
化学職	○環境衛生に関する試験研究、検査、調査
建築職	○建築一式工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築物に係るものに限る。）の設計又は施工管理 ○市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務 ○建築物の確認又は検査
土木職	○道路・水道・下水道の新設・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の新設・改修工事についての設計又は施工管理 ○道路・水道・下水道・河川等の工事に関する監理技術者や現場代理人等としての施工管理 ○道路・水道・下水道等の計画、市街地再開発事業等の都市計画に関する土木に係る業務

電気職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の電気設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の電気設備の制御又は維持管理
機械職	○施設等（戸建て住宅等の小規模なものを除く。以下同じ。）の機械設備工事の設計又は施工管理 ○施設等の機械設備の制御又は維持管理

3 職務経験年数による受験の場合、最終合格発表後、職務経験の確認のため証明書等の提出が必要である。なお、必要な職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。

3 試験の方法等

(1) 試験種目一覧

試験区分	第 1 次試験種目	第 2 次試験種目	第 3 次試験種目
事務職 [1 型]、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職	教養試験、専門試験	論文試験、口述試験、適性検査	/
事務職 (情報職)	教養試験		
消防職 I 種	教養試験、体力試験		
事務職 [2 型]	教養試験	口述試験、事務能力検査、適性検査	論文試験、口述試験、適性検査

(2) 第 1 次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目		
	教養試験	専門試験	体力試験
事務職 [1 型]、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職	1 0 0	1 0 0	
事務職 [2 型]、事務職 (情報職)	1 0 0		
消防職 I 種	1 0 0		5 0

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 空欄となっている試験種目は実施しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、1 2 0 分（事務職 [2 型] は 6 0 分）で行われる一般的知識及び能力についての筆記試験
事務職 [2 型] を除く全ての試験区分	出題分野は、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能とする。
事務職 [2 型]	出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理、時事、一般知識、基礎英語等とする。
専門試験	択一式、1 2 0 分で行われる専門的知識及び能力についての筆記試験
事務職 [1 型]	出題分野は、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学及び国際関係とする。
化学職	出題分野は、数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学及び化学工学とする。
建築職	出題分野は、数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画及び建築法規を含む。）、建築設備及び建築施工とする。
土木職	出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料及び施工とする。

電気職	出題分野は、数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報工学及び通信工学とする。
機械職	出題分野は、数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械制御、機械設計、機械材料及び機械工作とする。
体力試験	消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルランとする。

注意事項

- 1 教養試験及び専門試験は、大学卒業程度の内容で行う。
- 2 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意すること。なお、都合により種目を変更する場合がある。

(3) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	第1次試験結果	論文試験	口述試験	事務能力検査	適性検査	健康診断
事務職 [1型]、事務職 (情報職)、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職		50	30	120		○	
事務職 [2型]		50		120	30	○	
消防職 I 種		50	30	120		○	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。
- 4 消防職における健康診断は、適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するものである。
- 5 空欄となっている試験種目は実施しない。
- 6 事務職 [2型] の区分では、第2次試験の実施日に、第3次試験の試験種目である論文試験を実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接
事務能力検査	照合、計算等の事務処理を速く正確に行う能力についての検査
適性検査	性格等に関する適性検査
健康診断	視力及び色覚並びに職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書の提出（消防職に限る。）

注意事項 視力及び色覚は、災害等の現場において、視覚的情報によって瞬時に危険物の種類を判断したり、要救助者の顔色等から状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしている。

(4) 第3次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	第2次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査
事務職 [2型]		50	50	100	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第2次試験結果については、第2次試験の総合得点を第3次試験の配点に応じて換算する。

3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第2次試験で実施したものを使用するため、改めて実施することはない。

4 論文試験は、第2次試験日に、全受験者に実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。また、第2次試験に不合格となった場合でも、論文試験の原稿用紙は返却しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による主として人物、性格等についての面接

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場
事務職（情報職）	令和4年6月19日（日）	午前11時30分頃	和歌山市立
事務職〔1型〕、化学職、建築職、土木職、電気職、機械職	午前9時15分着席、出席点呼	午後2時45分頃	明和中学校
消防職Ⅰ種		午後6時00分頃	
事務職〔2型〕	令和4年6月19日（日）	午前11時45分頃	和歌山市立
	午前10時30分着席、出席点呼		日進中学校

注意事項

- 1 試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。
- 2 気象条件その他の事情により、試験開始時間等が変更される場合がある。
- 3 試験区分によって試験会場及び集合時間が異なる。
- 4 消防職では、教養試験・体力試験の順に実施する。体力試験では、シャトルランを最後に実施する。シャトルランでは、受験番号順に数人程度を1組として同時に走り、シャトルランを終了した者から、順次解散とする。なお、上記の終了予定時間は、最後の組で走る受験者の目安として記載している。

(2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
事務職〔1型〕 事務職（情報職） 化学職、建築職、土木職、 電気職、機械職、消防職Ⅰ種	令和4年7月15日（金）、同月16日（土）、 同月17日（日）、同月30日（土）、同月31 日（日）のうちの1日	論文試験 適性検査
	令和4年8月14日（日）から同月24日（水） までのうちの1日	個人の形式による 口述試験
事務職〔2型〕	令和4年7月15日（金）、同月16日（土）、 同月17日（日）のうちの1日	論文試験 事務能力検査 適性検査
	令和4年7月21日（木）から同月26日（火） までのうちの1日	個人の形式による 口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会
が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
- 3 事務職〔2型〕の区分において令和4年7月15日（金）、同月16日（土）、同月17日（日）
のうちの1日に実施する論文試験は第3次試験の種目とする。

(3) 第3次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
事務職〔2型〕	令和4年8月14日（日）から同月24 日（水）までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、事務職〔2型〕については第2次試験の得点順、その他の試験区分については第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験、専門試験及び事務能力検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 消防職I種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しない場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。なお、これにより不合格となった者の体力試験の得点は、0点とする。

- (3) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	7月上旬	合格者にのみ文書で通知する。
第2次試験合格発表（事務職〔2型〕）	8月上旬	和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験（最終）合格発表（事務職〔2型〕以外の区分）	8月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。
第3次試験（最終）合格発表（事務職〔2型〕）		和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

- (4) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。

- (2) 繰上げ合格候補者の数は2人から4人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。

- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合

ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。

- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、

次のとおり開示する。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験 （事務職〔2型〕以外の区分）	第2次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第2次試験 （事務職〔2型〕）	第2次試験の不合格者（本人に限る。）			
第3次試験 （事務職〔2型〕）	第3次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

注意事項 第2次試験を受験しなかった第1次試験合格者及び第3次試験を受験しなかった第2次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

(2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、はがき等による開示の請求はできない。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合又は行政職I種の試験区分で専門課程の修了を受験資格とした者が専門課程を修了できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

(1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は1つに限り、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
- イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和4年4月28日（木）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号等のA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 添付書類 ③ 返信用封筒（受験票送付用） (注) 長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
------	--

申込期間等	令和4年4月28日（木）から同年5月23日（月）まで 令和4年5月23日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
提出先	送付先：郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 (注) 封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書き提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続をすること。
受験票の発行	令和4年5月27日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が同年6月3日（金）を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 受験申込時の添付書類

(1) 行政職Ⅰ種又は消防職Ⅰ種の受験申込みをする者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格①イに該当するものは、受験資格を確認するための書類を提出させる場合があるので、あらかじめ和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

(2) 事務職（情報職）の受験申込みをする者は、2受験資格(3)試験区分別受験資格②に定めるいずれかの試験に合格していることを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。

(3) 行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の受験申込みをする者は、受験資格確認シートを添付すること。

(4) 行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の受験申込みをする者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格②イに該当するものは、同項に定めるいずれかの資格を有することを証明するものの写し（A4サイズにコピーしたもの）1通を添付すること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

(1) 第1次試験に合格した者には、履歴書を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、令和4年7月15日（金）までに提出すること。

(2) 行政職Ⅰ種（化学職・建築職・土木職・電気職・機械職）の第1次試験に合格した者で、2受験資格(3)試験区分別受験資格②アに該当するものには、専門課程の修了を確認するため、未開封の成績証明書を提出させる。

(3) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

(1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職Ⅰ種	約193,100円
消防職Ⅰ種	約221,100円

(2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算（5年分を上限とする。）される。また、昇任に係る必要年数は、職歴等に応じて短縮される。

(3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。

(4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する。」という公務員の基本

原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

- (1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。
- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務
- (2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和4年4月27日揭示済)

令和4年度和歌山市職員（医師）採用選考を次のとおり実施するので公告する。

令和4年4月27日

和歌山市人事委員会委員長 水野八朗

令和4年度和歌山市職員（医師）採用選考

1 選考区分、採用予定人員及び職務内容

選考区分	採用予定人員	職務内容
医師 [保健所] (公衆衛生)	1人	保健所において、医学的見地から結核予防、感染症予防、乳幼児健診等を主とした専門業務に従事する。また、人事異動により保健所以外で勤務する場合もある。

2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を満たす者

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた者で、令和4年6月1日から令和5年5月1日までの日から勤務を開始できるもの
- (2) 医師免許を有する者
- (3) 日本国籍を有する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考の方法及び選考の日時等

- (1) 選考の方法は、口述試験（個人の形式による、主として人物、性格等についての面接）により行う。
- (2) 選考の日時及び場所は、受験申込みをした者に、別途、連絡する。

4 採用予定日

選考に合格した者と調整の上、別途、連絡する。

5 合格発表等

合格発表予定日は、受験者に、別途、連絡する。なお、合格発表の方法は次のとおりである。

合格発表の方法
①全ての受験者に文書で通知する。
②和歌山市役所正面玄関に掲示する。

注意事項

- 1 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。
- 2 可否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、次のとおり開示する。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
選考を受験した者 (本人に限る。)	選考の得点 及び得点に 基づく順位	合格発表の日から1か月間。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第35号）第9条に規定する年末年始の休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。	和歌山市 人事委員 会事務局

- (2) 開示請求をしようとする者は、受験票を提示すること。なお、電話、郵便等による開示の請求はできない。

7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載される。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿の中から採用者を決定する。
- (3) 採用日は、選考に合格した者と調整の上決定する。
- (4) 最終合格後に受験資格を満たさないこと、心身の故障のため職務の遂行に支障があること若しくはこれに堪えないこと又は職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった等の場合は、採用候補者名簿に登載されていても採用しない。

8 受験申込時の添付書類

医師免許証の写し（A4サイズにコピーしたもの）1通及び84円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号）を添付すること。

9 受験申込みの注意事項

- (1) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く。
ダウンロードで入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号等のA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

- (2) 申込書提出先

ア 郵送の場合

郵便番号640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市人事委員会事務局
必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「医師採用選考申込書在中」と朱書すること。

イ 持参の場合

和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局

- (3) 申込受付期間

受験申込みは、合格者が決定されるまで、随時、受け付ける。なお、受付時間は日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (4) 受験票は、申込受付後発送する。

- (5) この選考において提出された書類等は、受付後返却しない。

- (6) 申込書に記載された個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

- (7) 申込書は、口述試験の参考資料として使用する。

- (8) 選考当日に車椅子を使用する等の要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 給与等

(1) 給与は、和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）等に基づき、給料のほか、各種手当が支給される。

(2) 初任給及び年収は、次のとおりである。

医師〔保健所〕（公衆衛生）	
初任給	約658,800円
年収	960万円程度

注意事項

- 1 この初任給及び年収は、医師免許取得後2年の臨床研修を受け、その後3年の実務経験のある者の例で、初任給の額には、地域手当（12パーセント）、初任給調整手当（250,900円）及び管理職手当を含む。
 - 2 医師免許取得後の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算される制度がある。
 - 3 給与についての記述は、令和4年4月1日現在の条例等に基づく内容であり、採用時にはこれらと異なる場合がある。
- (3) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。
- (4) 勤務時間等は、原則として次のとおりである。

選考区分	勤務時間	週休日・休日
医師〔保健所〕 （公衆衛生）	（月曜日から金曜日まで） 午前8時30分から午後5時15分まで	日曜日、土曜日、休日及び年末年始の休日

(5) 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、年次有給休暇や病気休暇のほか、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、ボランティア休暇等の特別休暇がある。

（令和4年4月27日揭示済）